

第7期	第7期中間見直し
	<p>第2章 協議の場の設置</p> <p>1 対象区域の設定</p> <p>「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」（平成31年3月29日付け医政地発0329第3号および医政医発0329第6号厚生労働省医政局地域医療計画課長および厚生労働省医政局医事課長通知。以下「ガイドライン」という。）では、二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（以下「対象区域」という。）ごとに、医療関係者等との協議の場を設け、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行うこととされている、</p> <p>この協議の場については、ガイドラインにおいて、外来医師偏在指標（後述）の区域単位との関係から、当面は二次医療圏単位で運営を行うよう求められているため、本県では、保健医療計画で定める二次保健医療圏と同一の区域を、外来医療計画における対象区域として設定する。</p> <p>以下、対象区域を表す際にも、保健医療計画における「圏域」の呼称を用いる。</p> <p>2 外来医療計画推進会議の設置</p> <p>(1) 外来医療計画推進会議</p> <p>外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を協議するため、圏域ごとに設置する協議の場（医療法第30条の18の2第1項。以下「協議の場」という。）については、原則として地域医療構想調整会議を活用し、外来医療計画推進会議を設置することを基本とする。</p> <p>また、外来医療計画推進会議は、医療機器の効果的な活用に係る協議の場としても活用する。</p> <p>各圏域の外来医療計画推進会議では、新規開業者からの届出内容や医療機器購入者の共同利用計画の確認等を行い、会議での協議の結果は兵庫県医療審議会地域医療対策部会に報告する。</p> <p>(2) 地域部会</p> <p>各圏域において、外来医療に係る医療提供体制の確保に関し、地域の実情を反映した協議が行われるよう、外来医療計画推進会議の下に、必要に応じて地域部会を設置できることとする。</p> <p>地域部会は、在宅医療推進協議会を活用し、郡市区医師会の区域（複数をもとめた区域も可）で設置することを基本とし、設置した場合には、地域部会での協議結果を外来医療計画推進会議に報告するものとする。</p> <p>なお、阪神圏域及び播磨姫路圏域では、保健医療計画において圏域が拡大された経緯を踏まえ、地域医療構想調整会議やその部会を活用して、阪神北部及び阪神南部、中播磨地域及び西播磨地域をそれぞれ区域とする区域部会を設置することも検討する。</p> <p>また、医療機器に関する協議については、必要に応じて当該機器を保有する医療機関の管理者、放射線診療の専門家等で構成されたワーキンググループ等を設置できることとする。</p>